宮代町建設工事等指名業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事の請負その他町の支出の原因となる契約に関し、指名競争入札に係る指名業者及び随意契約に係る見積依頼業者(以下「指名業者等」という。)を選定するに当たり、必要な指名の基準等を定めるものとする。

(指名業者等の要件)

- 第2条 指名業者等として選定することができる者は、次に定める要件を満たす者と する。
- (1)宮代町建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成19年宮代町告示第2号。以下「資格審査規程」という。)第3条の資格者名簿に登載された者
- (2)資格審査規程第15条に基づき選定することができる者
- 2 前項の規定にかかわらず、随意契約に係る見積依頼業者の選定に当たっては、資格審査規程第3条の資格者名簿に登載されていない者を指名することができるものとする。

(指名業者等として選定することができない者)

- 第3条 前条の要件を満たす者であっても、次の各号の一に該当する者は、指名業者 として選定することができないものとする。
- (1)宮代町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成19年宮代町告示 第27号)に基づく指名停止期間中である者
- (2)宮代町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成19年宮代町 告示第28号)に基づく指名除外期間中である者
- (3)過去2年間連続して、工事成績点数が極めて低い者
- (4)主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
- (5)関係行政機関等の情報から不適当であると認められる者 (建設工事の指名業者の選定)
- 第4条 建設工事の指名業者を選定する場合は、原則として、次に掲げる指名基準項目を総合的に勘案し選定するものとする。
- (1)経営状況
- (2)技術・設備状況
- (3)工事成績の状況
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5)手持ち工事からみた施工能力
- (6) 当該工事の施工に対する技術的適性
- (7)安全管理の状況
- (8)労働福祉の状況
- (9)前各号に掲げるもののほか町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、建設工事の技術的条件、地形的条件、周辺環境条件又は緊急性等から判

断し、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、他に適当な者を 選定することができる。

(指名業者等の選定における留意事項)

- 第5条 指名業者等の選定に当たっては、前条に定めるもののほか、次によるものと する。
- (1)町内に本店を有する者を優先させること。
- (2)町内に本店を有しない者のうちから選定するときは、建設工事等における特別な技術等の必要性及び実績等による信用度並びに町内の営業所の有無に留意し、特定の者に偏しないようにすること。
- (3)他の建設工事との関連性、経済性及び施工上の効率性を考慮すること。 (運用基準)
- 第6条 第4条及び前条の規定の運用に当たっては、別記「指名業者選定運用基準」 によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

2 宮代町建設工事等指名業者選定要領(平成9年10月1日町長決裁)は、廃止する。

別記 指名業者選定運用基準(第6条関係)

1.指名基準項目

1 ,拍有基件块目 	
指名基準項目	運 用 基 準
経営状況	・経営状況の健全性
技術・設備状況	・技術者の資格、人数
	・ほ装プラント施設、建設副産物処理施設、再生施設等当該工
	事の工種に係る建設関連施設の保有
工事成績の状況	・過去一定期間における工事成績
	・過去一定期間における工事成績の優秀性
	・優秀工事の表彰等の実績
当該工事に対す	・工種別の本店又は営業所等の所在地と工事場所との距離
る地理的条件	
手持ち工事から	・技術者数及び当該工事と同種工事の手持ち量からみた、当該
みた施工能力	工事の施工能力
当該工事の施工	・過去一定期間における当該工事と同種の工事についての施工
に対する技術的	実績の状況
適性	
安全管理の状況	・安全対策等の現場管理の成績
	・安全管理の状況が特に優良であることによる表彰等の実績
	・建設業労働災害防止協会加入実績
	・公共工事についての過去一定期間における死亡事故等の発生
	状況
労働福祉の状況	・建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団等との
	退職金共済契約の締結の状況
	・建設労働者の雇用、労働条件が特に優良であることによる表
	彰等の実績
その他	・過去一定期間における指名停止等若しくは建設業法等の違反
	処分の状況
	・過去一定期間の指名回数、契約実績との比較
	・工事請負契約書及び入札参加時における注意事項等の違反状
	况
	・格付と当該工事の規模との関連性及び同一格付内における施
	工能力、経営内容と工事規模との均衡

(備考)

- 1. 過去2年間の契約履行状況(町の措置要求への対応を含む。)が極めて不誠実であると認められる者は、指名しないものとする。
- 2. 過去1年間において工事成績点数が65点未満の評定を受けた者(業種ごと

に判断)は、原則として、同種の工事に指名しないものとする。

3. 町外業者を指名する場合は、資格審査規程第15条第1項に定める業者格付 区分の同級以上に格付された者の中から指名するものとする。

以下省略